



平成14年8月に住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)がスタートしました。住基ネットが保有する4情報などを行政機関が利用することにより、パスポートの申請に必要な住民票の写しや共済年金の現況届などがいらなくなりました。さらに、平成15年8月からは、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化のサービスが開始されるとともに、希望者に住民基本台帳カードを交付します。また、公的個人認証サービスに対しては、住基ネットから住民の方が異動した旨の情報を提供することにより、この方のサービスが自動的に停止されます。

### ● 住基ネットとは？ ●

住基ネットは、これまで市区町村が管理していた情報のうち4情報(氏名・住所・生年月日・性別)などを都道府県や国の機関等が法律で決められた事務に活用することにより、住民サービスの向上と行政の効率化を図るシステムです。専用回線の利用や通信相手の相互認証機能などにより外部への漏えいを防止し、操作者のチェックや操作履歴の管理により内部の不正を防止しています。

## 公的個人認証サービスをご利用になるには

1

住民基本台帳カードなどのICカードを持って、市区町村役場へ行きます。



2

電子証明書発行申請書を提出し、写真付きの公的な身分証明書(免許証など)を提示します。



3

窓口に設置されている鍵ペア生成装置にICカードをセットし、画面の表示に従って電子証明書の発行に必要な鍵ペアを作成します。



4

窓口にICカードを提出し、電子証明書をICカードの中に記録します。



## 公的個人認証サービス

ICカード(住民基本台帳カード等)を利用した、公的個人認証サービスがスタート。行政機関への申請手続きなどが、自宅のパソコンから手軽にできるようになります。

戸籍簿抄本

パスポート

納税申告



公的個人認証サービス都道府県協議会

総務省